

## 令和7年第6回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和7年12月4日(木曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(11名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
8番	小川正典	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子明美		

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	益子純恵	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	総務課長	加藤博行
企画財政課長	谷田克彦	税務課長	田角章
住民課長	金子洋子	生活環境課長	久保寺康之
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	加藤啓子
建設課長	田邊康行	産業振興課長	杉本篤
農業委員会 事務局長	星善浩	会計管理者 兼会計課長	星学
学校教育課長	熊田則昭	生涯学習課長	齋藤昌代
上下水道課長	高野曜路		

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 横山和則 書記 仲野谷智子  
書記 小森亮利

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子明美） ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
- 

◎一般質問

- 議長（益子明美） 日程第1、一般質問を行います。
- 

◇ 川 俣 義 雅

- 議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

- 6番（川俣義雅） 皆さん、おはようございます。益子純恵新町長、就任おめでとうございます。川俣義雅です。

2項目質問をします。

1項目めは、町職員の働く環境について、2項目めは、空き家バンクの取組についてです。それでは最初に、町職員の働く環境についての質問です。

新町長の今まで8年間の議員活動を振り返ると、私は改めて、新町長は並々ならぬ覚悟を

持って、しかも今までにない新鮮な感覚で、全ての町民の幸せを目指すまちづくりに挑戦しようとしていることに敬意を表したいと思います。そして、その決意は、町民の福祉の向上を目指している那珂川町職員の皆さんの思いと重なるのではないのでしょうか。私は、町長と町職員が力を合わせて町民のために働く役場になってほしいと思いますが、そのためにも町職員の働く環境を整えることが大切だと考えます。

一方で、町の人からすると、役場職員の働き方はよく知られていないのではないかと感じることがあります。給料は安定していて、冷暖房の効いている中で、楽に仕事をしているのではないかと感じている町民の方もいるのではないのでしょうか。

実際にどのような働き方をしているのかよく分からなければ、町職員に対するイメージがよくないことも当然かもしれません。私たち議員も似たような立場だと思いますが、町の職員は町民のために働く大切な仕事を担っています。しっかり仕事をしてもらうためにも、働く環境がどうなっているのか、実態を明らかにできればと思います。

そこで、以下4点について伺います。

1点目に、社会情勢の変化や町民ニーズの多様化などにより、町職員が多忙になっているようです。勤務時間を過ぎてもかなりの職員が残って仕事をしているとか、いつも家族の夕食時に帰っていないなどの声が聞こえてきています。1日8時間を超える時間外勤務や年間20日ある有給休暇などが、実際にはどうなっているのでしょうか。職員の仕事量の状況をまず伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 職員の仕事量の状況についてお答えをいたします。

近年、住民サービスの多様化に加え、国の制度改正や新規施策への対応、地方自治体を対象とした調査に対する回答、突発的な事務への対応やデジタル化関連業務の増加など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。

本町におきましても例外ではなく、複雑化・専門化した事務が増加しており、部署によっては業務量は大きく異なりますが、年間の時間外勤務を踏まえますと、職員一人一人の業務量が増えている状況となっております。また、小規模な自治体であることから、1人の職員が複数の業務を兼務することが多く、業務の種類や量が膨大になる傾向もあります。

仕事量の状況を図る目安といたしまして、時間外勤務が考えられますが、令和6年度における全体の年間総時間数は2万2,076時間でありました。平成18年度におきましては1万739時間、平成23年度においては8,826時間、平成28年度におきましては1万2,386時間、令

和3年度におきましては1万8,528時間であったことから、一定量の時間外業務が発生している状況となっております。

年次有給休暇の取得については、使用者が年5日間の有給休暇を取得させることを義務づけた改正労働基準法が平成31年4月から施行されたところであり、令和6年度における平均取得日数は12.9日でありましたが、平成18年度においては10日、平成23年度においては9.8日、平成28年度においては8.6日、令和3年度においては10.6日であったことから、取得率は、部署によって差はあるものの、全体としては取得率の向上が図られてきております。

本町の職員を取り巻く業務環境は、依然として厳しいものがありますが、町民サービスの質を維持しつつ、職員の負担軽減を図るため、業務改善や働き方改革を進めてまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

職員全体の年間時間外勤務、年々増加しているということがよく分かりました。

正規の労働時間を超えて仕事をせざるを得ないのは、例えば、私が認識しているのでは、マイナ保険証の導入によって、対応が今までに比べて非常に複雑で事務量が大幅に増えていることなど、次々出されてくる課題に対応せざるを得ないということに主な原因があるのかなというふうに想像します。

平均すると、1人当たり月に何時間の超過勤務になるか分かりますか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

1人1月平均ということでございましたが、手元に1月当たりの時間数を持ち合わせていなかったものですから、1人1日当たり平均の数字で、直近3年程度の数字を申し上げさせていただきますというふうに思っております。

令和4年度についての1人当たりの時間外数、年間ですが、約114時間、1日当たりの時間外数ですが、全職員で86時間、1人当たり1日ですが、1人1日約50分程度の時間外となっております。令和5年度につきましては、1人当たり年間約117時間1日当たり、総職員、全てですが、約87時間、1人1日当たりですと、前年度と同様に、約50分程度の時間外となっております。令和6年度でございますが、1人の年間総時間外数約118時間、1日当たりの職員全体の時間外数は平均で約89時間、1人1日当たりでございますが、約50分。

このような時間外数になっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1人当たり1日約50分ということが平均だということですが、これはあくまでも平均なので、かなりたくさん取っている人と取らなくても済む人といっているのではないかと思いますけれども、今課長がおっしゃった時間というのは、時間外勤務手当が出ている時間ではないかというふうに私は想像するんですが、実際には時間外勤務手当が出ない、手当なしの、つまりサービス残業があるのではないかというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

時間外勤務についてでございますけれども、サービス残業もあるのではないかということでございますが、時間外勤務につきましては、職員が所属長に、その都度、事前に申出をしまして、命令を受けた上で行うというのが決まりとなっております。緊急時などは、事後の報告ということもございます。現在、時間外の管理につきましては、勤怠管理システムの導入によりまして、ある程度可視化ができる部分もあるかなというふうに思っておりますが、職員からの申請・申出、こちらがあった場合についてのみ、我々としては、数字上、管理しているという形になっております。

今、議員さんご指摘のように、一部サービスの、申請をせずに時間外勤務をしている職員もおることは把握しているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今の課長の説明で、時間外勤務をするときには、あらかじめ申し出て、課長に許可を得ることが必要だということになっているようです。

それで、なぜそんな質問をしたかということ、時間外手当というのは際限なく出るものではないというふうに思うからです。限られた予算の中で使うものですから、全て時間外に働けば勤務手当が出るというふうなことにはなっていないのだろうというふうに思うからです。手続上は勤務終了になっていても、実際には、それから仕事もせざるを得ない実態がある

のではないかとということです。先ほどの課長のお答で、そういう仕事もあるだろうということでお答えがありましたので、それは了承します。

それで、次に、正規職員には20日ある年次有給休暇、20日取れないと残りのものは次年度に繰越しということになるんですけれども、去年は平均して約13日取れているということですが、これでも取り切れていません。20日取れないという理由は何でしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

年次有給休暇の取得は低いと、取れていないということでございますが、年次有給休暇の取得でございますが、それぞれの部署によって、若干、取得の状況は差があるものというふうに考えております。

全体としては、取得率の向上は図られてきているというところではございますが、その取得を阻害する、取りづらい要因といたしましては、取得に向けた、やはり雰囲気醸成、こういったものが不十分であるというところもあるのではないかなど、また、職員間の業務の偏り、こういったものも生じてしまっているのではないかなどというふうに考えております。突発的な休業者の発生による業務負担の増加と、こういったところも考えられ、取得がなかなか進まないというところの要因は様々あるのではないかなどというふうに捉えておるところです。

今後、阻害する要因の対策というところで、各所属長に積極的な取得に向けた働きかけ、あるいは取得しやすい雰囲気、あるいは環境の整備・醸成、こういったものを行っていくよう努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 日本では、かなりの公務員がやっぱり有給休暇を取り切れていないと、教員なんかもその典型例だと思いますけれども、ほとんど次年度に繰り越してしまうというようなこともあります。

この労働時間についてはですが、ヨーロッパでは既に週35時間制になっている国もあります。毎年1か月以上の休暇を取るのが当たり前で、しかも有給休暇手当を出す国もあります。そして、それらの国々では、働く人の意欲が高いと言われていています。それに比べて、日本人の平均労働時間は、ヨーロッパ諸国より1年間で約300時間多いと言われ、1日8時間で割

ると、年間で約37日、勤続40年だと4年間分多く働いていることになります。

町でも超過勤務をしている職員が多いこと、制度として定められている有給休暇がきちんと取れていないこと、これは日本全体に言えることですが、長時間の時間外勤務をしないで済むように、当たり前有給休暇が取れるよう、国に改善を求める必要があると思います。

2点目に、職員数についての質問です。

当町では、那珂川町職員定員適正化計画により、職員数の適正化に取り組んできました。職員が計画より少ない場合には、町民サービスの低下にもつながってしまう大切な問題と考えますが、適正とする職員数と比較して、現状はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 適正な職員数と現状についてお答えをいたします。

町では、限られた予算の中で効率的な行政運営を実現することを目的に、那珂川町職員定員適正化計画に基づき、職員数の適正化に取り組んでいるところでございます。

現在は、第4次那珂川町職員定員適正化計画に基づき職員数を管理しているところであり、令和7年度に目標としていた職員数は223名となっておりますが、令和7年4月1日現在の職員数は209名となっているため、計画値に比べると14人少ない状況となっております。また、前年に比べますと9人少ない状況でもあります。このような状況から、今年度の職員数は、近年の職員数に比べると、適正に配置がなされているとは言えないという状況になっていると認識しております。

職員数の適正化を進めるに当たりましては、町民サービスの質を保ちつつ、正規職員のほかに、必要に応じて会計年度任用職員を活用するなどして、必要な業務が滞らないよう努めております。

今後も町民の皆様のニーズに応じたサービス提供ができるよう、職員の配置には継続的に見直しを行い、適正な調整を進めてまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

先ほどの定員適正化計画は、どのようにして作成されたものなんでしょうか。国による指導、例えば人口数に準じた適正な職員数などの国からの例示があるのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

定員適正化計画の作成、それと国から示された例示ということでございますが、定員適正化計画は、那珂川町の行財政改革推進計画の中の一部として作成をしているところでございます。現在、第4次となっているところでございます。

標準的な定員数でございますが、国からは、定員管理の参考指標とするための普通会計の職員の定員のみを対象とした定員数を、特殊事情を考慮せず、人口と面積、2つの要素、こちらによる試算ができるツールが示されております。

そのツールによりますと、普通会計の定員を試算しましたところ、令和7年4月1日現在の定員数は185名という形に那珂川町はなり、28名少ない指標が示されていると、那珂川町は28名多い状況にあるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国が単純に考える職員数、このぐらいでいだろうというのと、実際には全く合わないということがよく分かりました。

町では、このところずっと計画した職員数に達していないと思うんですが、計画どおりに職員が増えないのは何が原因だと思われませんか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

計画どおり定員になっていない状況ということでございますが、定員数確保できていない理由は、複数あろうかなというふうに考えておるところです。

1つとしましては、人口減少というところで、民間企業との人材の獲得競争、こういったところが最近では激しくなっていると、職員採用につきましては、なかなか、そういったところから予定人員が確保できていないということが挙げられます。

2つ目としましては、行政が扱う内容が専門化・高度化しているというところで、特定の、特に専門職の確保が難しくなっているというところが考えられるかなというふうに思います。

もう一つとしまして、採用された後、数年で退職してしまうと、若手職員が採用後数年で退職してしまうような職員がいると。なかなか、職員のそういったところから、定着というんですか、定員の確保が難しくなっているというところが考えられるところでござい

す。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 職員数が計画どおりに増えないという中で、慢性的に不足しているために特に深刻になっている職場というのがあるのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

慢性的に職員数が不足している職場ということですが、当町におきましては、法律の基準などによりまして、認定こども園の職員数は、正規職員ではなかなか賄い切れていない部分があるのかなというふうに考えておるところです。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 正規職員が足りなければ、会計年度職員で補っているということなんですが、認定こども園、2園あるわけですけれども、正規職員数と会計年度職員数、現在どうなっているのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

認定こども園の職員数ということですが、現在、認定こども園、会計年度任用職員として採用している職員は、18名ほど採用をしているところでございます。ちょっと今、職員数、申し訳ありません、最新のデータを今確認をさせていただきたいと思いますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（益子明美） 再開します。

総務課長。

○総務課長（加藤博行） 現在33名、正規の職員が採用となっているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 正規職員は33名で、会計年度職員が18名ということなんだと思います。

正規職員の方よりも会計年度職員の方が多いというようなことがあつては、私は、ならないというふうに思っているんですけども、でも、慢性的に会計年度職員の方に働いてもらわないと職場が成り立たないと、子どもたちの生命や健康を守ることもできないという事態は、やっぱり改めなくてはならないというふうに思います。

自治体の職員とか教職員、保育士、消防士など、公務員といたしますけれども、公務員数を人口当たりで他の国々と比べてみると、OECD、経済協力開発機構の中で最下位です。ほかの国よりちょっと少ないという程度ではなくて、OECD平均の4分の1、北欧の国々の7分の1しか公務員がいません。

日本では、あまりにも少ない人数で住民のニーズに応えようと、役場職員を含む公務員の皆さんが必死で頑張らざるを得ない、そういう状況にあるのだと思います。これも国の責任で、できるだけ早く改善しなければいけない問題だと思います。

3点目に、日本では働く人の給与が、約30年、ほとんど上がっていないと言われておりますけれども、当町職員の給与の推移についてどうなっているのか伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 職員の給与の推移についてお答えをいたします。

一般に、日本全体として民間給与水準の伸びが緩やかであることから、給与が上がりにくい国との指摘がございますが、当町におきましては、地方公務員の給与の決定に当たり、国の人事院が国会や内閣に対して行う国家公務員の給与その他の勤務条件の改善に関する勧告を踏まえ、毎年度適切な見直しを行っております。

過去における国家公務員の給与についてでございますが、地域における公務員給与水準の是正、年功的な給与上昇の抑制などを行うため、平成18年度から平成22年度にかけて、俸給制度、諸手当制度全般にわたり改革が行われたところであります。それらによりまして、地域における公務員給与水準の是正を図るため、全国共通の俸給表の水準が平均4.8%引き下げられたところでございます。その影響や過去における人事院勧告による改定率などによ

りまして、令和7年度に50歳になった職員の給料は、平成17年10月1日の合併時に50歳であった職員の給料に比べ、7,300円安くなっております。

近年におきましては、人事院勧告により国家公務員の給与が4年連続引き上げられ、処遇改善が図られていることから、今後につきましても、国の勧告動向を踏まえ、適切な給与水準の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 旧小川町と旧馬頭町が合併して那珂川町になった20年前に比べて、50歳の方の給与が下がっているというのは、非常に衝撃的な数字だというふうに思います。

それで、今の課長の答弁の中に出てきたんですが、人事院勧告の基準の変更ということで、私が承知しているのは、民間企業の、以前は100人以上の企業の給与の水準、それに合わせなさいということだったんですが、何年か前からは、規模が50人以上の民間企業の水準に合わせなさいということで人事院勧告が出ていると。ということは、基準が引き下げられたというふうに思うんですが、そういうことなのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

人事院勧告の基礎となる事業所等の人数でございますが、議員ご指摘のように、以前は100人を基準として計算されていたものが、現在は50人規模以上ということで、数値が引き下げられております。そういったことから、若干、給与の計算の数値、考え方が引き下がっているのかなというふうに考えられるところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そもそも、国全体で公務員の賃金を安く抑えるために、大企業に比べて低賃金である中小企業も加えた平均値に、それを押しつけているので、20年前の合併時に比べて、先ほど課長が答弁したように、平均給与が下がっているという、とんでもないことが起きてしまうわけです。

先ほど、慢性的に職員が不足していると言われている認定こども園の給与、それはほかの職種と比べてどうなっていますか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

認定こども園の職員の給与を他の職種と比べてということですが、当町においては、認定こども園の保育士と一般事務の職員の給与の金額の差はない状況でございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 正規職員はそういうことになっているのかなというふうに思いますけれども、一般的に言われているのは、こども園とか幼稚園、それから保育園、そういう方の給与が、普通の企業に比べて非常に安いということが言われています。

そういうことが原因で、なかなか職員が集まらない、職員に採用されても、なかなか給料が上がらないので、ほかの職種に替えてしまうとか、そういうことが頻繁に行われていることが日本全体の問題として言われていますけれども、特に当町としては、そういう問題はないということでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

専門職、当町ではこども園でございますが、給与の水準あるいはそういう業務内容といったものから、職員が離れてしまうということではないかということですが、当町においては、そういった現象はないのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 分かりました。

この賃金の問題なんですけれども、世界の中で、日本の公務員の人件費、これは国民総生産比で、これもOECDの中で日本は最低です。平均の約半分しかありません。労働時間が長く、人数が少なく、賃金が安い、これが役場職員を含め、地域の人たちのために働く日本の公務員全体の実態です。

ところで、自治体職員の給与水準を比較するときに使われるラスパイレス指数というものがありませんけれども、県内自治体の中での那珂川町の位置づけはどうなっているのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ラスパイレス指数の当町における県内の状況ということでございますが、県内の11町で、那珂川町は現在、令和6年4月の時点でございますが、第10位ということで、下から2番目という形になってございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 以前はきっと一番下だったのかなということを話の中で聞いたことがあるものですから、それでも、今でも下から2番目というのは、よくない数字だというふうに思います。そうなっている、下から2番目というところから平均などに近づけるとい、そういうことは可能なんでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ラスパイレス指数を平均、100に近くすることが可能かということでございますが、ラスパイレス指数でございますが、職員の採用の期間あるいは年齢、こういったもので計算されていくものでございます。那珂川町の職員構成のところからいきますと、それを引き上げていくためには、若いときから昇給・昇格を早めていって、進めていかななくてはいけない、あるいは、給与表を別なものにしないといけないというような形が考えられます。現在の職員構成からいきますと、なかなか、急激にその指数を上げていくことは、現在では難しいのではないかなと、徐々に上げていく方法しかないのではないかなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 急にはなかなか難しいけれども、徐々に上げていくと、そういう方針で臨むということだと理解しました。

やっぱり、役場の職員の給料がほかの町に比べて低いということであると、自治体の職員になりたいなと思っても、なかなか那珂川町を選んでくれないということにもつながると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目の質問です。

さらなる町民サービスの向上のため、町職員の働く環境をよくすべきだと思いますけれども、町の考えを伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 職員の働く環境についてお答えをいたします。

町民サービスをより充実させるためには、職員の働く環境を改善し、職員が充実した環境で、一人一人がやりがいを感じながら働けるような職場づくりが不可欠であると考えております。

まず、職員の処遇に関してでございますが、適切な給与水準の確保が重要であります。これにより、職員が安定して働ける環境が整い、仕事に集中することが可能になるかなと考えます。また、働き過ぎを防ぐために、ワーク・ライフ・バランスを尊重した働き方を推進し、職員が健康で充実した生活を送りながら、仕事に取り組めるようにしておるところでございます。今年度より、勤怠管理システムの導入によりまして状況の見える化を行いました。適宜、面談をするなどし、労働時間の適正管理、休暇の取得の促進に取り組んでいるところでございます。

次に、町の業務でございますが、職員が協力し合いながら進めていくことが必要であるため、チームワークの強化が非常に重要であると考えております。役職に関係なく意見を出し合い、全体で問題を解決する意識を今まで以上に築くことにより成果を上げることができれば、やりがいを感じ、モチベーションの向上を期待できることから、今後も職員同士が互いに尊重し協力できる環境づくりを進め、よりよい組織運営を目指してまいりたいと考えております。

今後も、職員が安心して働ける環境を充実させ、町職員一人一人が力を合わせ、町民の皆様によりよいサービスを提供できるよう、取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

今、職員の労働時間の適正管理という話がありましたけれども、職員数が足りないということが一番の問題だと私は思います。職員数を、取りあえずは、適正化計画までどうやったら増やせるのか、知恵を絞っていただきたいと思います。

自治体職員は、そこに住んでいる人たちの幸せのために働くことで自分たちの存在意義を感じることでできるすばらしい職業だと、私は思います。那珂川町職員として仕事がしたいと応募してもらうためには、どうしたらいいのでしょうか。

私は、今いる職員さんたちに、那珂川町で実施している手厚い福祉対策、給食の無償化、生ごみの資源化など、もっともっとたくさんあると思いますけれども、職員さんたちの努力があって実施している事業、それらに誇りを持って働いてもらうことではないかと思います。

そして、大事なことは、担当課だけの取組にせず、職員一人一人が、できることを積極的にやっていくことではないかというふうに思います。生き生きと働く町職員の様子が町民に浸透していくことが最も大切なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられるように、職員が生き生きとやりがいを持って働くこと、これがひいては町民の皆様へのサービスの提供につながるというふうに我々も考えているところでございますので、今後、引き続きそのように進められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今までいろいろ尋ねたことをぜひしっかりやっていただきたい、そして、新町長と一緒に、いい町にしていくために頑張ってもらいたいと期待をしたいと思います。

2項目めの質問にいきます。

空き家バンクの取組についてです。

人口減少や高齢化に伴い、空き家が増え続けている問題に対し、町は空き家バンクの取組を続けています。しかし、契約件数は、なかなか増えていないのが現状ではないかと推測しています。そこで、契約件数を増やしていくためには、どんなところに力を入れたらいいのか、ほかの自治体での取組なども参考にするなどして、現在の取組を少しでも改善できないかと思っています。

そこで、3点伺います。

1点目に、空き家バンクの物件登録数、利用希望者数、契約数の推移を伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 地域資源情報バンクの物件登録数、利用希望者数、契約数の推

移についてお答えいたします。

町では、空き家等の地域資源を活用し、町外者の移住・定住を促進して、人口の増加を図るとともに、住民間の交流により地域の活性化を図ることを目的として、平成27年度より地域資源情報バンクを運営しております。

これまでの状況ですが、物件登録件数につきましては、令和6年度末時点で累計145件、直近3か年では、令和4年度が11件、令和5年度が16件、令和6年度が12件で、年間十数件の登録がある状況であります。

利用希望者数につきましては、令和6年度末時点で累計351件、直近3か年では、令和4年度が47件、令和5年度が43件、令和6年度は77件で、年間の登録件数にはばらつきがありますが、近年ですと、年間40件以上の登録がある状況であります。

契約件数につきましては、令和6年度末時点で累計66件、直近3か年では、令和4年度が8件、令和5年度が9件、令和6年度が8件で、年間ですと10件を下回っている状況であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今、報告いただきましたけれども、私は、注目すべき点は、物件登録数と契約件数が近い、つまり、物件登録したものがかなりの確率で契約につながっているということだと思います。ですから、いかにして物件登録をしてくれる人を増やすのかが空き家バンクの取組を成功させる鍵となっている、そうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど登録件数、契約件数につきましては報告させていただきましたが、分析をいたしますと、やはり議員がおっしゃったとおり、登録件数に対して契約数が近いということで、必ずしもその年度に登録した物件が契約に至るというわけではございませんが、多くの登録物件が契約まで至っているという状況でございます。

議員おっしゃいますように、登録物件をまず増やすというのが、町においては重要なのではないかというふうには認識をしております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それでは、登録物件数を増やすために、今までどんなことを行ってきたのでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

これまでの町の取組というところでございますけれども、まず、地域資源情報バンク、通称空き家バンクがあります。こちらをまず、住民の方をはじめ空き家の所有者の方に知っていただくというのが重要であろうと考えております。これまで町のホームページやケーブルテレビによる情報発信、それと、年に1回ではありますが、固定資産税の納税通知書に地域資源情報バンクのチラシを同封いたしまして、周知を図っているところでございます。

そのほか、今年度につきましては、行政区長連絡会において行政区長宛てに周知を図り、そのほか、これは昨年度からになりますけれども、役場において物件登録説明会を開催するほか、町内等のイベント会場におきまして、ブースをお借りいたしまして、移住・定住の相談と併せて、空き家の相談というのも受け付けている状況でございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） いろいろと工夫していることも分かりました。

それで、先ほど答えてもらったような登録件数、それから利用希望者数、契約数というもの、今まで町民の方にお知らせしているのでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

件数等の数字につきまして町民にお知らせしているかということでございますけれども、改めてホームページ等々につきまして、そういった件数については、お知らせをしてこれまではきておりませんでした。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2点目の質問に移ります。

以前、高知県梶原町の取組を紹介したところ、検討するとの答弁がありましたけれども、

検討結果を伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 他自治体の取組について検討した結果について、お答えいたします。

令和5年12月議会定例会におきまして、川俣議員から紹介いただきました高知県梶原町の取組につきましては、町が空き家を所有者から10年間借り上げ、傷んでいる水回りなどのリフォームを行いまして、移住・定住の希望者に貸し出すという制度でございます。

現在、本町におきましては、空き家利用希望者の需要に対応するため、地域資源情報バンクの物件登録数の増加に注力し、地域資源情報バンクを利用した空き家の有効利用を優先的に推進したいと考えております。

議員から紹介いただきました梶原町の取組に対しましては、現在の取組とのすみ分けや、対象物件の選定基準、賃借期間10年後の取扱いなど、多くの検討課題があることから、今後において、現在の取組の効果検証を踏まえ、実施の必要性を判断したいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2点目については、了解いたしました。

3点目にいきたいというふうに思います。

今までの取組については先ほど伺っていますので、契約件数の増加に向けた今後の取組について、町の考えを伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 地域資源情報バンクを充実する取組についてお答えいたします。

現在、町では空き家の有効利用促進に向け、地域資源情報バンクを運営しているところですが、空き家利用希望者のニーズに合った登録物件が不足している状況にあります。

この課題解決のため、町ホームページやケーブルテレビによる情報発信のほか、固定資産税納税通知書に地域資源情報バンクのチラシを同封し、継続的に登録物件の募集を行っているところであります。また、昨年度から、町内イベント会場やお盆の期間を利用いたしまして、物件登録説明会を開始したところであります。

今後も、これまでの取組を継続し、地域資源情報バンクの認知度を高めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 空き家を抱えている人たちはたくさんいるわけですが、早く何とかしなければと、ずっと悩んでいる方が圧倒的ではないかと、私も相談されたことあるんですが、圧倒的ではないかと思うのです。

そういう人たちの気持ちに響き、行動を促すような町からの訴えが必要ではないでしょうか。そのためには、例えば、チラシの内容を集団できちんと検討する。今までのチラシの内容では増えなかったと、増えてきていないということを踏まえて、しっかり検討し直す。その中に、先ほど言いましたように、登録件数、利用希望者数、契約数もきちんとお知らせして、こういう状況になっているということを分かってもらう、そういうお知らせが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

貴重なご提言、ありがとうございます。

今後、来年度も早々に、固定資産税納税通知書に、やはりチラシを同封する予定でございますので、今後チラシの内容等につきまして、議員の提案も含めまして検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 空き家所有者の中には、空き家を町に寄附したいと思う方も必ずいると思います。自分ではどうしようもないと思い、お世話になった町に空き家を託したいと考える方も少なくないのではないかと思うからです。

富山県の内陸部に位置する上市町では、空き家をゼロ円で町に引き渡してもらう、そういうことを条件に、空き家の所有者と取得希望者を結びつけ、町が双方に補助金を交付するゼロ円空き家バンク事業を行っています。資料は渡してありますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。ゼロ円空き家バンク、検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

富山県上市町の取組につきましては、以前に議員からご紹介をいただいたところでございます。すぐ、この場でどうするとはお答えできませんけれども、まず、どういった内容であるのか、どうしてこのような取組を始めたのか、いろいろと学ばなければならないところがあるかと思っております。まずは調査研究させていただいて、町でどのような形でできるのかということも検討させていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 残された資源を有効に使ってもらうことで、空き家の持ち主も安心し、あるいは移住してくる人も増える可能性がある空き家バンク、この現状をどうやったら変えられるのか、役場全体の取組として前進させていくことを大いに期待して、私の質問を終わります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は、11時20分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

---

◇ 福 田 浩 二

○議長（益子明美） 4番、福田浩二議員の質問を許可します。

4番、福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 益子町長、町長就任、誠におめでとうございます。これからは町の首長として、大変ではございますが、かじ取りよろしく願いいたします。

それでは、一般質問の通告書に従って質問をしてみたいです。

1項目めは、公共事業の発注について、2項目めは、町長の公約にある通学・通勤者への交通費支援についてです。

それでは、質問に入ります。

町の年間における歳入は、一般会計、特別会計、企業会計で約160億です。その中で、公共事業に使われる財源は約11.4%、約18億と伺っております。

町の公共事業は、道路、上下水道、学校、庁舎、公園、緑地など、町民の生活や社会の基盤となる施設を整備する事業で、もちろんその金額も、大きいものでは10億、20億レベルの事業もあります。そこで、当町における公共事業の発注について、どのような方法で公平性が確保されているのか伺います。

細目1、町の財源の中の約11%を使われる公共事業は、どのような方法で発注しているのか伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 公共事業の発注方法についてお答えをいたします。

町の公共事業の発注方法につきましては、まず、事業所管課におきまして仕様書や設計書などにより事業価格を定め、那珂川町建設工事請負人等選考委員会において契約・入札方法を決定し、入札参加業者の選考などを行っております。

入札方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの手続により行っております。

一般競争入札は、事後審査型条件付一般競争入札とし、那珂川町事後審査型条件付一般競争入札実施要領に基づき、原則として予定価格が1,000万円以上の建設工事を、那珂川町建設工事請負人等選考委員会に諮り、決定したものとしております。

指名競争入札については、一般競争入札に該当しない場合及び地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約によることができる場合を除いたものを、指名競争入札としております。

随意契約については、先ほど申し上げましたとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当した場合において、実施いたしております。

入札の事務処理につきましては、建設工事及び建設関連業務委託に係る入札は令和6年11

月から、物品供給・役務の提供については令和7年10月から、電子入札システムを導入しております。

入札事務の透明性の確保の観点から、令和6年11月から、電子入札の導入に併せ、建設工事及び建設関連業務委託につきましては、予定価格を事前公表しているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） ありがとうございます。

ただいまの説明ですと、傍聴人の方やテレビを見ている方、町民の方々にはちょっと分かりにくいと思うので、もうちょっとかみ砕いて説明をお願いいたします。

改めて一般競争入札についてお願いいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

一般競争入札についてでございますが、一般競争入札は、那珂川町に入札資格を有する業者あるいは者が、広く入札に参加できる制度でございますが、当町で執行しております一般競争入札につきましては、事後審査型条件付の一般競争入札として執行しております。

この入札は、入札公告に示されました資格要件を満たしていれば、事前審査なしでも誰もが入札に参加できる入札の方法であります。

開札後、落札候補者を決定をいたしますが、落札者を決定する前に、落札候補者から順に、資格の審査を行っていくというものでございます。資格要件を満たしている場合、その候補者が落札者となるというような方法でございます。落札候補者が資格を満たしていなかった場合は、その入札は無効となり、次の順位の落札候補者が審査をされることとなります。

メリットといたしましては、事務の効率化としまして、入札前の資格審査の書類作成・提出が不要となる、入札までの期間が短縮されるなどがございます。また、事前の手続が省略できることから、参加者の手間が軽減されるというメリットなどもございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 続きまして、指名競争入札もお願いいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 指名競争入札についてお答えをいたします。

指名競争入札とは、発注者が事前の審査で選定した特定の業者へののみ入札への参加を指名し、その限られた業者同士で競争させる入札方式でございます。参加できるのは発注者から指名された業者のみでありますので、一般競争入札のように誰でも参加できるものではございません。

指名業者の選定につきましては、那珂川町建設工事請負人等選考委員会において、選定要項に基づき、工事の規模により建設業者の必要な格付及び入札事務処理要項によりまして、指名業者の指名の数の基準に基づき、選定をいたしております。

特徴としましては、発注者が事前に定めました実績、能力などの基準に基づき指名された業者のみが参加できるということとなります。不特定多数の業者さんが参加する一般競争入札とは異なり、参加業者数が少ないため、過度な価格競争になる可能性は低くなると思われております。

メリットとしましては、発注者は信頼できる業者を確実に選ぶことができる、デメリットとしましては、そもそも指名されなければ参加できないということであり、新規参入あるいは実績の少ない企業にとりましては、参加機会が少なくなるということが挙げられるところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 随意契約については細目3で伺いますので、プロポーザル方式入札について、やはりかみ砕いて説明していただきたいと思えます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどご説明を申し上げました入札方法の3つの方法の中に、プロポーザル方式と呼ばれる方式がございます。

プロポーザル方式とは、受託する業者の選定に際しまして、価格だけではなく、専門知識あるいは技術力、創造性などを含む提案内容を総合的に評価する選定方式でございます。

プロポーザル方式の主な特徴としましては、提案内容の質、事業者の実行能力、技術力、実績、創造性などを多角的に評価してございます。

選定過程につきましてはですが、まず、自治体が公募要領を定めます。参加資格のある業者

から企画提案書を提出をいただくこととなります。提出されました提案書、こちらに配点に基づき総合的に評価を行い、最も優れた提案者を選定するというものでございます。

業者側につきましては、価格競争に陥ることなく、自社の強み、企画力、こういったところで勝負ができるということでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 細目2に移ります。

これまでの入札制度の執行において、不正はなかったのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 入札執行における不正の有無についてお答えをいたします。

入札の執行におきましては、関係法令及び入札事務に係る諸規定を順守し、予定価格や入札結果の公表により透明性を確保するなど、厳格に入札事務を執行しておりますので、不正はございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 法律では、利益相反行為は禁止されています。

利益相反とは、ある行為が当事者の一方にとっては利益になるが、他方にとっては不利益になるような状況や、両者の利益が対立することです。まさに、発注者と受注者が一緒、町長と親族の会社というのが利益相反に当たるのではないかという疑惑、疑問があるのですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 利益相反の考え方についてお答えをいたします。

地方自治法第142条に長の兼業禁止が規定されておりますが、内容につきましては、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と定められております。

法令上、町長本人が受注者である法人の代表や役員である場合においては受注の制限がございしますが、町長の親族が経営する法人については特段制限する規定はございません。

町の入札契約における事務執行につきましては、公平性、透明性に努め、厳格な入札事務の執行を行っていることから、特定の業者が有利になるような事務の執行は一切ございませんので、利益相反には該当しないと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 細目3に入ります。

地方自治法に基づき執行されている随意契約はどのように行われているのか、先ほど伺いましたが、もうちょっとかみ砕いて説明していただきたいと思います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 地方自治法に基づき執行されている随意契約について、お答えをいたします。

1点目のご質問でも答弁をいたしましたとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当した場合において、随意契約により執行をいたしております。

具体的には、那珂川町契約規則第18条に定める、少額なもの、その性質または目的が競争入札に適さないもの、緊急の必要により競争入札に付することができないものなどで随意契約を実施しております。

那珂川町においては、このほか、随意契約適正執行のための指針を策定し、公共事業の執行は競争入札が原則であることを踏まえ、できる限り競争性の確保を念頭に置いて、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性などを総合的に検証した上で、随意契約を執行しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 随意契約の緊急性、スピード感は、普通の入札制度に比べ、どのぐらい簡素化されているのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

随意契約が可能となる場合の一つとしまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号におきまして、緊急の必要により競争入札に付することができないときと定められており

ます。

具体的な運用方法でございますが、迅速性が求められます災害復旧や、早急に対応しなければならぬ住民の日常生活に多大な影響が出る場合または安全が確保できない場合などであり、道路が陥没した場合や水道管の破裂により給水ができない場合などが、これに該当すると想定されております。

これらの対応のために、随意契約につきましては、最も緊急度が高い場合には口頭により業者に対応を依頼し、可能な限り早急に対応を行います。この場合においては、事後に処理を行うこととなります。

また、通常の随意契約における事務手続は、執行伺いから見積徴収による業者選定まで約10日程度を要し、通常の指名競争入札においては、選考委員会の審議を経て、入札・開札まで約15日程度要します。なお、一般競争におきましては、審議を経てから落札者決定まで約1か月程度を要するところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 今までに、随意契約の中で口利きという行為はあったのでしょうか、伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

随意契約で口利きがあったかというご質問でありましたが、口利きの性質につきましては、2通りの性質があるかなというふうに考えております。

1つは、ある事業者において、その業者様が優れた技術あるいは能力、ノウハウを有しているということで、今まで町に受注実績などがなく、担当職員もその企業の情報を持っていない場合などに、特定の業者について情報提供をいただくというような場合、こういったことも考えられます。

2つ目としましては、特定の企業等が不当に利益、有利になるというような業者をあっせんするようなものが考えられます。

これまでも、1つ目の、町にとって有利な口利きと言われるような情報提供については数多くございました。

2つ目のような内容については、ございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 今後、随意契約で口利きという行為があった場合は、適法ですか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

口利きが適法かということでございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、町にとって有益な口利きは適法であるというふうに考えておりますし、2点目で挙げましたような、特定の者が利益を得るような口利きは、違法な行為であるというふうに考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） ちょっと細かくなりますが、違法な口利きとはどんなことがあるか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

違法な口利きということでございますが、先ほども申し上げました、重複になる部分もございしますが、特定の者が不当に有利になるような業者をあっせんするような場合が考えられます。

具体的には、他の企業・業者を排除し、支配し、競争を実質的に制限してしまうような行為、口利きを行った複数の業者同士が話し合いを行って、価格あるいは事業供給量などを決めるなどの行為などが考えられます。

繰り返しになりますが、これらの行為は、独占禁止法あるいは官製談合防止法に該当すると。町民の信頼を失墜させる行為であるため、あってはならないというふうに考えますし、当然違法となるというふうに思います。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 細目4に移ります。

町長の親族は、町と利害関係にありますが、公共事業の発注における透明性の確保に対する考え方を伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 公共事業の発注における透明性の確保についてお答えをいたします。

透明性の確保に対する考え方につきましては、まず、予定価格についてでございますが、建設工事及び建設関連コンサルタントに関係する公共事業におきまして、予定価格が事前公表されており、特に問題となる状況にはございません。

次に、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度についてでございますが、那珂川町低入札価格調査制度事務処理要領及び那珂川町最低制限価格制度事務処理要領を制定し、調査基準価格及び最低制限価格の算定方法を公表しておるほか、町ホームページにおきまして、表を用いて分かりやすく掲載しているところでございます。

次に、入札業者の選定においてでございますが、各種の法令、基準に基づき厳格に審査の上、選考することとしております。

次に、電子入札システムの導入によりまして、暗号化技術及び電子認証技術を用いたインターネット利用における安全かつ公平な開札事務、入札結果を迅速にホームページに掲載しているところでございます。

これらの取組によりまして、当町における公共事業の発注における透明性は確保されていると考えておりますので、今まで同様に今後も処理してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 町長は、政治倫理上、透明性についてどのような考えをお持ちなのか、お聞きいたします。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（益子純恵） ただいまの福田議員のご質問にお答えをいたします。

倫理上、どういうふうに透明性というものを考えているのかというご質問にお答えをいたします。

福田議員の、透明性の確保、公共事業におきましては公平性・透明性の確保が重要であるということは言うまでもございませんが、私が町長になる以前から、町では入札・契約事務など厳格な執行が行われておりまして、電子入札の導入や予定価格の事前公表など、さらな

る公平性・透明性の確保につながる取組を行ってきているところでございます。

那珂川町建設工事請負人等選考委員会においては、副町長が委員長を務め、規定に基づき厳格に入札参加資格や指名業者の決定が行われております。

また、入札結果につきましても、迅速に結果を公表し透明性を確保しております。福田議員のご心配をされている点につきましては、町民の皆様からも、少なからずそういうお声がございませうことも承知をしております。

私といたしましては、公の職にある者として、関係法令等を遵守することはもちろんのこと、いやしくも利益相反と疑義を抱かれるような行為を厳に慎んでまいります。

今回、総じて公共事業の発注につきましては、そういったところで疑義が指摘、福田議員、先ほど疑惑という言葉使われましたけれども、そういったところが指摘されたわけでございます。私といたしましては、一部の事業者に偏っていないか、公平公正に発注がなされているかなど、透明性が確保されるように努めてまいります。

私の職務は、町民全体の利益を守り、その負託に応えることであります。適切に事務執行を行い、その職責を全うしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 2項目めに入ります。

町長の選挙の公約の中に、「日常生活を快適に過ごせるために」の中で、町外に通学・通勤する高校生や社会人の交通費支援制度の創設を目指しますとあります。

高校生の町外への通学の補助については賛成です。具体的な内容はまだ未定なのですが、大まかなところは賛成なんです。可能性のある学生には自由に高校選択していただき、たくさん勉強していただきたいと思っております。

学生の町外への通学は、早急な支援制度を創設していただきたい。しかし、社会人の交通費支援制度については、甚だ疑問に思うところがあります。

それでは伺います。学生のための交通費支援制度と社会人のための交通費支援制度の考え方を伺います。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 交通費支援制度の創設についてお答えをいたします。

那珂川町におきまして、将来のまちづくりを進めるに当たり大きな課題となっているのが人口減少問題であります。人口減少の要因は地域によって様々であります。本町においては、町内に高等学校や働く場が少ないことが大きな要因と考えております。

高野 泉議員の質問にもお答えをいたしました。現在、町内には高等学校は1校のみで、中学校を卒業した生徒の多くは、町外の高等学校へ進学をしております。また、令和2年の国勢調査によれば、町内の約4割の方が町外に通勤をしている状況にあります。これらの通学・通勤を余儀なくされている方々が、将来的に、この負担を回避するために町を離れる選択をすることも想像に難くないところでございます。

住み慣れたふるさとを離れることなく、安心して生活できるための支援及び環境整備について、早急に実施する必要があると考えております。町外へ通学・通勤をされている町民の経済的な負担軽減を図り、将来にわたり安心して町内で生活していただけるよう、交通費等の支援制度の創設について検討を進めてまいります。

まずは、町外へ通学する生徒に対する通学費等の支援について、優先的に進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 高校生や社会人の町外への交通費支援制度について、約3,500人が対象なんです。補助は1人幾らぐらいと考えているのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

具体的な補助額ということでございますけれども、現時点におきましては、こういった支援制度について他の自治体の取組等を調査いたしまして、当町の通学・通勤の条件に適した制度を模索している段階でございますので、具体的な金額の検討にはまだ至っておりません。ご理解のほうをお願いいたします。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 交通費支援制度の財源はどこから捻出する考えなのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

財源ということでございますけれども、財源につきましては、まずは国や県の補助金などを活用できればというふうに考えているところでございますが、現時点におきまして、これらに、通学・通勤に係る費用に特化して充当できる補助金等のメニューには確認できておりません。

短期的には、国のほうで今年度も予定がされておりますけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを充当することも可能かとは考えておりますが、これは一時的なものでございますので、長期的な視点での財源というのは、基本的に、今の時点ではないような状況でございます。

補助金等の財源を見込めない場合は、一般財源や、または基金からの繰入金、こういったものを活用して、財源として事業を実施していくことになるだろうというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 学生の場合は3年間という限定はできますが、社会人の町外への交通費支援制度は有期限なのか無期限なのかを伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

現時点におきまして、制度の内容が決まっているわけではありませんので、具体的に期限の設定については決まっていなくてございますけれども、町におきましては、基本的に、こういった何かを支援するとか助成するという制度をつくる場合には期限を設定することを原則としておりまして、特段の事情がなければ、5年の期限を設定されることになろうかと思っております。これは、必ずしも5年でそういった補助を打ち切るということではございませんで、定期的に事業の効果やその適格性や適正な補助率、補助額などについて見直しを行うために、期限を設定するというところでやっているものでございます。今後、この支援制度につきまして、創設していく中で、期限についても検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 細目2に入ります。

制度の創設に当たっては、町民への支援に偏りが出るのが懸念されると思いますが、公平性の確保について伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 公平性の確保についてお答えいたします。

町外へ通学・通勤されている町民については、移動距離や移動手段が多様であり、一概に支援内容を統一することは難しいと考えております。特に、既に何らかの支援や助成を受けている場合、町外へ通勤されている方については、勤務先から支給される通勤手当の額なども考慮した上で制度の設計をする必要があります。

今後、様々な移動距離や移動手段による費用等を調査した上で、公平性が確保されるよう、支援内容の詳細について検討をまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 町内の方が町内で働く場合はどうするのでしょうか。例えば、大山田地区の方が白久地区とか芳井地区で働く場合とか、芳井地区の方が喜連川の穂積地区とか河合地区で働く場合など、通勤距離が遠いのに町内だったり、町外なのに通勤距離が近かったりする場合はどうするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

今議員から質問をいただいたことについては、まさに懸念をしているところでございます。

町外へ通学・通勤される町民のみを優遇する制度となってはならず、そういった町内での通学・通勤されている方との不均衡が生じないようにする制度を考える必要があるということで、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） そもそも、会社で働く人たちは通勤手当が支給されているのではないかと

と思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、通勤手当というものについても、制度をつくる中では考慮が必要であろうと考えております。多くの企業や事業所などで、通勤に係る費用を補填するための通勤手当の制度が創設されているところでございますが、この通勤手当の支給自体は、雇用者側の義務ではないこともありまして、正確な状況は分かりませんが、支給対象や支給額はばらつきがあると、このようにされております。

町が通勤費用を支援することによりまして、通勤手当の支給額が調整されるようなことになっては本末転倒といえますか、町民が支援制度の利益を享受できないばかりか、単に雇用している側への支援となってしまうという可能性もございます。

このようなことも慎重に考えまして、町外に通勤している方への支援制度の詳細について検討をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 農業に従事した方、企業を興した方、商業を始められた方など、補助はどのように考えているのか伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

いわゆる自営で何かを営まれている方への支援ということになるかと思いますが、そういった方の中にも、住居と勤務地が異なる方は当然いらっしゃるというふうに思います。公平性という観点で考えますと、これらの方も支援の対象となる可能性もあるのではないかと、ということで、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 町外への通勤者のみ交通費支給は不公平感があり、距離計算では計算が複雑化してしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えいたします。

当町の特徴といたしまして、通勤につきましては多くの方が自家用車を使用しているのではないかと思います。そういった部分で、その費用に係るところを支援ということになるろうとは思いますが、通勤の距離であったり、単に町外だからというところでは、議員がおっしゃられるような公平性の確保が難しいのではないかと考えているところでございます。

今後、制度も、その辺を注意いたしまして、制度の詳細について詰めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 福田浩二議員。

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） 先ほども述べましたが、高校生の町外への通学の補助は賛成です。しかし、社会人の交通費支援制度に関しましては、多くの職業の中で、町外へ勤務する社会人というのは、どうしても不公平感が出てしまう。例えば金額についても、1人年1万円の補助をしても年間3,500万。出資する金額は少ない金額ではありません。しかし、1人に対して年間たった1万なんです。社会人の交通費支給制度は、まだまだ改良の余地はあると思います。もっと精査していただき、不公平感のない、町民による喜ばれる制度にしていきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（益子明美） 4番、福田浩二議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時30分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 神 場 圭 司

○議長（益子明美） 1番、神場圭司議員の質問を許可します。

1番、神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 1番、神場圭司。

議長により発言の許可が下りましたので、神場圭司の一般質問を始めさせていただきます。

1項目、これからのスポーツ振興について3つの細目をお伺いいたします。

項目1、これからのスポーツ振興について。

昨今、当町から数多くのプロスポーツ選手が輩出されており、プロスポーツを身近に感じ、関心も高まっております。そこで、町は今後のスポーツ振興をどのように考えているのかお伺いいたします。

細目1点目、スポーツの振興のために、プロスポーツ団体との直接的な関係を構築することは重要であると考えます。そこで、地域支援パートナー協定を結ぶべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） 地域支援パートナー協定の締結についてお答えいたします。

地域支援パートナー協定の締結につきましては、令和4年12月議会でお答えしたとおり、町全体の機運の盛り上がりが不可欠であると考えております。今後の町全体の機運や町民の関心に応じて、必要があれば調査研究を進めてまいります。今のところプロスポーツ団体と協定を結ぶ予定はございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは、再質問に入らせていただきます。

生涯学習課長の答弁にある、機運の盛り上がりについて、この小さな那珂川町からプロ野球選手3名、プロサッカー選手1名、プロゴルファー1名が輩出されています。現状、また、ソフトボール、卓球、陸上競技、レスリング、相撲などにおいても、全国大会に出場されている、将来を担う若いアスリートがいます。現状こそ、自分自身は今、機運の盛り上がりだと捉えておりますが、町としては具体的に何をもって機運の高まりと考えておられるのか、

町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりかとも思いますが、現在、生涯学習課管轄のスポーツ関係団体からの、そういった協定の締結についての要望は上がっているわけではございません。関係団体の盛り上がり把握するなどして、検討していきたいと考えております。

また、例えば、各種スポーツへの子どもの参加が増えるとか、そういったことなどから、町全体がそういったものに関心を持ち、理解をして参加意欲を示すとともに、町全体で支援体制を整えば気運の盛り上がりがあると言えると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 今回の答弁の中なんですけれども、町全体がもっと、まだまだ足りないとおっしゃっているのもうちょっと努力して、頑張っていくように努めてまいります。

次なんですけれども、そもそも先ほどの答弁にある、令和4年12月の議会で答弁したとおりとお答えしましたが、その答弁は前町長のときの答弁であって、自分が聞きたいのは現町長のお考えです。町長が替わっても答弁、考え方は同じなのですか。大胆さと細心さを併せ持つ方だと。町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、町長のお考えといたしまして、特定のチーム・競技に限らず、町にとってよいタイミングと思われたときに検討していきたいと考えるお考えと理解しております。また、そういった協定を結ばなくても各チームの地域貢献活動は行われておると考えますので、そういったことも今後検討していければと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 地域支援パートナーをやらなくても大丈夫というか、そういう考えなんですけれども、どんどんいろんなことに取り組んでやったほうが、もっと町のPRにもつながるし、もっと周知もたくさん広がると思いますので、それを検討していただければありが

たいです。これはお願いです。

令和4年12月議会定例会で、当時、栃木県のほか市内6市4町が地域支援パートナー協定を締結していると答弁いただきました。

一般質問に当たり、地域支援パートナー協定を締結しているさくら市から、状況は伺っている、ほかの市町にも内容については調査したいとは思っていると答弁いただきました。それから町では調査研究していただいたのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

各市町とプロチームとの協定につきましては、各チームのホームページなどから分かる範囲で、各チームと市町の協定締結状況は確認させていただいております。その各市町のそれぞれの事業の内容につきましては、まだ全ては確認できておりませんが、栃木県をはじめ県内各市町かの、サッカー以外でも野球やバスケット、そういったものと締結状況については確認はしております。

以上です。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 町には地域支援パートナーは必要ないという考えなのか。ほかの市町では、地域支援パートナー協定を締結しているところがたくさんあります。これは、メリットがあるから締結しているのではないのでしょうか。なぜなのかを調査研究しないのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

パートナー協定を締結した理由は、各市町によって様々な考えがあるものと思っております。那珂川町では、まだパートナー協定を現時点では結ぶ予定はございませんが、町にとってどのようなメリットがあるのか、どのような効果があるのか、そういったものを今後、各市町の状況の聞き取りなどをしながら検討していければと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 足利市ではサッカーJ3、来季はJ2に昇格したところなんですけれど

も、栃木シティフットボールクラブとコラボして、「恋するサッカーナイト～熱狂のゴール裏で、ワクワクする出会いが始まる～」が開催されました。内容は、簡単に言いますと、栃木シティフットボールクラブのナイトゲーム、試合を一緒に観戦する婚活イベントです。間にいろいろ催物があるんですけども、これは一つの例です。費用対効果を考えて、産業振興の観点からも考えると、那珂川町の特産品をスタジアム販売をすることで移住・定住の促進にもつながる可能性があると考えられます。

ちなみに、栃木サッカークラブ、通称栃木SCですね。隣町のさくら市喜連川に練習場、活動拠点が来ます。もう少し栃木サッカークラブの選手、スタッフ、サポーターの方々に足を伸ばして、運んでもらい、那珂川町のことをSNSなど活用してPRしてもらえれば、町の知名度も上がると考えられます。

これからのスポーツ振興からも、一度、栃木サッカークラブの話聞いてみてはいただけないでしょうか。先ほど課長の答弁もありましたとおり、話を聞いたほうが早いと思うんですよね。駄目なら駄目で仕方ない、やる価値があるならやってもらうということで、話を聞いていただけないでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

栃木サッカークラブの話聞いてみてはいかがかということでございますので、教育委員会としましてその事務処理といいますか、それを担う部署でございますので、教育委員会のほうとして、栃木サッカークラブ、栃木SCとのそういったことがあれば情報収集、そして実際にどういったことができるのか、そういったことを今後、調査研究させていただくということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） これは、以前に一般質問で前町長に聞いていることなんですよね。なので、もう一度なんですけれども、現町長が替わりましてから、直接、町長の口からお答えいただければなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。どういうお考えなのか伺いいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 町長のお考えを確認する以前に、いわゆる教育委員会として、事務局

として、こういったことがあるのでということで町当局、関係部局のほうに情報提供をさせていただくというふうに考えてございますので、現時点では、教育委員会が議員ご指摘の点について今後調査、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） ただいま質問させていただいて、多分、町長には伝わったと思いますので、よろしく願いいたします。

細目1点目については終わりにいたします。

次に、細目2点目に入ります。

細目2点目、今後もさらにスポーツ選手が輩出できるよう、町が主体となった教育プログラムを企画し、実施していく考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） プロスポーツ選手を輩出するための町主体の教育プログラムの実施について、お答えいたします。

令和7年9月定例会でお答えしたとおり、当町においては、町民一人一人がそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動に親しみ、生活の一部として定着させることができるよう、スポーツ団体の育成や多様なスポーツ活動の普及促進、スポーツ施設の整備・充実を図り、スポーツ活動の場と機会の充実に努めております。

プロスポーツ選手になる町民がいることは大変喜ばしく、誇りに思うことです。しかしながら、特定のスポーツ種目に対して限定的に支援することは、先ほど述べました町全体のスポーツ・レクリエーションの振興における多様性を重んじる趣旨とは異なることと考えております。そのため、プロスポーツ選手育成のための教育プログラムを実施することは考えておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 令和5年6月定例会にも一般質問した、日本サッカー協会による、無料で、これは何回も言いますが、無料でできる巡回指導の受入れについても何回か質問をさせていただいているのですが、これは何度質問してもあれなんですけれども、町の子育

て世代の声で、なぜ取り入れないの、無料でできるのに、子どもたちが楽しく運動できれば子どもファーストで取り入れてもいいんじゃないのという声がたくさん届けられます。

無料でできるので、一度町で取り入れてみて、町として駄目ならやめればいいし、よければ続けていけばいいと考えます。このような声から、町長の公約にある「将来を担う子どもたちが、しっかりと活躍できる力をはぐくむ」の考えからも、ぜひ取り入れてみるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

町長の公約ですね。いわゆる将来を担う子どもたちが活躍できる力を育むといったようなところで、スポーツ振興の施策をというふうなご質問かというふうに思いますけれども、かねて無料でできるプログラムがあるのに何で利用しないんだというご指摘、本当にそうだというふうに思っています。

プロスポーツ選手が輩出できるような町が主体となった教育プログラムということなんですけれども、課長が答弁させていただいたとおり、それについては生涯学習課、教育委員会のほうで主管している「町民一人1スポーツ」といったような趣旨からすると、若干趣旨が違うところがあるかなということで、町としての独自のプログラムは考えていないという答弁をさせていただいたところです。

ただ、県のほうで、いわゆる子どもたちのアスリートプログラムといいまして、非常に資質の高い子どもたちには専用の、全国大会とか世界で活躍できるような子どもたちを育てるプログラムがあります。それを活用させていただいて、子どもたちのほうには、そういったことをいかがでしょうかというふうに推奨をしていきたいというふうに考えております。

また、それは保護者の方と本人が手を挙げて応募するという形なんですけれども、実は県のほうでも、もう一つ別なプログラムがあって、各競技団体から、この子は優秀なのでいかがでしょうかという、そういうプログラムもあるんですね。なので、それについては団体のほうから教育委員会を通して情報が上がってまいりますし、実際に本町の子どもたちにも、そのプログラムに登録している子どもたちもいますので、そういったところで議員のご指摘の教育プログラムというのはできるかなというふうに思っています。

また、町長の公約につきましては、教育委員会としましても、それをどう具現化していくのか、どういうふうに施策に展開をしていくのか、それを検討させていただいて、そして、これからの施策に反映をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） この件についても、町長は聞いていらっしゃるの、これも検討していただければと思います。

先ほどの川俣議員の質問にもありました、認定こども園の職員も少ない状況であります。自分らが視察をさせていただいたところでは、職員の方の声として、このプロの方にお任せで、この時間はほかの仕事をできて大変助かるとの声がたくさんでした。どのような形で取り入れられるのか検討していただければと。

前にも一般質問させていただいたときには、放課後児童クラブとの案もありましたが、放課後児童クラブですと年齢もばらばらですので、なるべくならこども園、小学校低学年でできるように検討をお願いいたします。これは要望ですね。

先ほども答弁にありました、町全体のスポーツ・レクリエーション振興における多様性を重んじる趣旨とは異なることと考えているとのことですが、自分は、まず特定の種目、限定的に1種目ごとにでも支援していかないと何も始まらないと思うのですが、町が重んじている多様性のあるスポーツ種目はどんなスポーツ種目なのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、スポーツの種目に限定せずに、誰もが世代を問わず簡単に楽しめる健康を目的とした運動というものを考えておまして、そういったものを推進していければと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 先ほどの答弁の、自分が感じたのは多様性、サッカーがその取りかかりでもいいのではないのでしょうか。今、多様性を重んじるという答弁だったんですけども、サッカーが何か除外されているような感じが、自分の中では。特定の種目は支援しないというお答えでしたので、サッカーがその取りかかりでもいいのではないのでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、議員のおっしゃるようにサッカーを除外するものではございません。また、サッカー以外の野球だったり、そういったものも除外しているつもりは全くございませんが、先ほど答弁いたしましたとおり、年齢や性別、体の状況その他、そういったものにかかわらず誰でも取り組めるものというようなものを考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目2点目は以上です。

続いて、細目3点目に入ります。

細目3点目、充実したスポーツ活動を行うためには、既存施設の機能強化や新たな施設整備が必要であると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） スポーツ施設の機能強化及び新規整備の必要についてお答えいたします。

既存施設の機能強化と新たなスポーツ施設の整備につきましては、現行の現在の施設の運営状況、設備の老朽化度、利用率などを考慮いたしました社会体育施設再編計画により、計画的に進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 再質問に入らせていただきます。

今現在、那珂川町にはスポーツ少年団が幾つもありますが、そのスポーツ少年団が使える町の体育施設は足りているのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

現在活動しているスポーツ少年団は、剣道、野球、サッカー、空手、卓球がございます。剣道におきましては民間の道場を利用しておりますが、それ以外のスポーツ少年団におきましては町の各施設を利用しており、現状、施設は足りていると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 民間の施設でやっているところには、十分な補助は行っているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

スポーツ少年団への補助につきましては、町のスポーツ協会に交付している補助金を通して、各少年団のほうに交付金として行っております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） スポーツ少年団がふだん練習をしている場所、町の体育施設で、公式に大会を開催できるスポーツ少年団は何団体あるのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、野球2団体、卓球1団体の3団体であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） その逆で、スポーツ少年団がふだん練習をしている場所、町体育施設で、公式に大会を開催できないスポーツ少年団は何団体あるのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、剣道、サッカー、空手の3団体となっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） やっぱり、今の答弁からも各スポーツに合った専門施設が那珂川町にも必要と考えるが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

町全体のスポーツ振興や体育施設の在り方を検討していく中で、専門の施設が必要かどうかの調査は今後行ってまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 今の答弁で、今後調査していきたいという答弁だったんですけども、これも何度も自分は一般質問でやらせていただいている問題ですので、早急に検討、またしていただければ、していないのであればしていただければと思います。

次に、今スポーツにおける町の現状では、町に専門施設がないから仕方がなく町外の専門施設が整備されているクラブチームに通う、練習試合なども行えず試合のたびに町外に行っている。そうすると、子育て世代の親の負担が大きいのしかかかっております。この現状を町は把握しているのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

そのような状況があるということは、耳にはしております。ただ、その個人の方が個人の方の考えにおいてそういった外部のクラブチームに通う、そういったこともございますので、外部のチームに通っているという現状もございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） ただいまの答弁で、個人の自由というか、その競技が強くて、うまくて、ほかのクラブでやりたいという人は個人で外に行っているんですね。現状、今、自分が言っているのは、そうでもなく、そうでもなくと言っては失礼なんですけれども、施設がないので、中学生もそうだと思うんですよね。相撲施設がないから、中学校は隣町、ソフトボールの部活がないから、高根沢とかいろんなところに通っていると思うんですよね。なので、また、それを把握しているとは思わないと思うんですよね。なので、もうちょっとそういう方々に目を向けて、現状を把握していただくとありがたいと思います。

次に、各家庭の事情により、会場が遠いなど送迎の負担が大きくて子どもを休ませるという事態も起きています。専門施設が整っている町外に、才能がある子どもたちが流出してい

るという事実もあります。才能がある子どもたちも、家庭の事情、金銭面とか仕事で、共働きで送迎ができないということですね。そういう子どもたちを町で育てるためにも、各スポーツ施設があれば気軽にスポーツを楽しむことができると思うが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

専門施設の整備につきましては、先ほど答弁したとおりであります。特定のスポーツに特化した施設等、そういったものの建設は、現時点では計画はしてございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 先ほどの答弁で、現実には造る考えがないからこそ検討してほしいと自分は訴えているのであって、それをやらないとか、もっと真摯に受け止めていただいて、先ほども言ったとおり、家庭の事情がたくさんあるんですよね。金銭面、仕事の事情、だから、会場が遠いというのが、その家庭でいろいろありますので、すごく優秀な選手でもやっぱり、先ほども何度も申しているとおおり、金銭面の事情、家庭の事情ですけれども、それで才能が潰れている子どもたちもたくさん見えています。

なので、そういう子たちを町で育てるためにも、支援できるような体制をつくっていただければありがたいと思うんですが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 先ほどから議員のご指摘を伺っておりますと、私のほうも、子どもたちが自分の資質・能力をさらに伸ばそうということで、町外の学校に転校したりとか、入学をしたり、町外のいろいろなチームに入って、そこで活躍をするということを考えている、または実際にそうしている子どもたちを把握しているつもりでございます。

議員のご指摘につきましては、町にそういった施設があれば、そのチームが那珂川町で活動することによってスポーツの振興並びに町の振興にもなるのではないかと、そういったお考え、ご指摘なのかなというふうに理解をしております。

社会体育施設再編計画によりまして、老朽化した体育施設を今後どういうふうにしていくかという集約とか改修とかといったようなことを今、再編計画を策定しているところでございます。議員のご指摘を真摯に受け止めさせていただきまして、じゃ、どういった施設がい

いのか、前回の議会でもお話がありましたように、フットサルができる施設が必要なのかどうか、そういったことも含めまして、多くの町民の意見を入れながら再編計画を策定していきたいというふうに考えております。

また、町外に行く保護者の送迎の負担、金銭面のサポート、そういったことについて、これについては、今後どういう方法が果たして適切なのか、町長の公約にもありますので、それらをちょっと事務局内でも検討させていただきまして、何とか現実に行えるように考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 今の教育長の答弁のとおりというか、あれなんですけれども、いろいろな団体の話を聞いていただいて再編計画に反映させていただければと思います。

那珂川町には幾つものすばらしい温泉施設があります。各スポーツ専門施設があれば、交流人口の増加なども見込め、また、各スポーツの施設を使用してスポーツ大会、合宿などが那珂川町で開催できます。地元那珂川町で開催できるということは、地元の商店、コンビニ、スーパーでお弁当や飲み物、那珂川町の特産品などを購入していただける機会が増加すると考えます。交流人口増加のためにも、産業振興からも、教育の面からも、那珂川町の町民一人一人の幸せのためにも専門施設が必要と考えるが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、先ほどからも答弁はしておりますが、特定のスポーツ種目に特化した限定的な施設の建設は現時点では計画しておりません。ただ、議員のおっしゃることももっともだと思います。ただ、その専門施設の稼働状況やその管理経費等、そういったものを総合的に検討させていただければと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） これも先ほどと同じような質問なんですけれども、いろいろな団体の話を聞いて再編計画に取り入れられればいいのかなと思います。

次になんですけれども、しつこいようなんですけれども、各スポーツの専門施設を整備す

ることにより、野球、陸上、グラウンドゴルフ、剣道、卓球、サッカーなどを通じた交流人口の増加や「町民一人1スポーツ」の促進など、町民の体力向上につながると考えるが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） スポーツ振興によりまして町の交流人口を増やしていくということ、まさに議員のご指摘のとおりだというふうに思っています。

現在、那珂川町の体育施設は夏期、いわゆる夏休みですか、そういったときには町外から、首都圏、東京方面からも多くの利用客が体育館で活動をするということで、貸してほしいということで多くの方たちに利用をさせていただいております。また、ほかの様々な施設も、そこで活動させていただきたいということで、合宿なのかレクリエーションなのか、それはちょっと定かではないんですけれども、着実に、いわゆる交流人口というか、那珂川町のよさを認識していただいているところでございます。

それらの皆さんの意見ですか、ちょっと設備がこうなんじゃないかとか、こういったところをあるといいというか、そういった意見をいただきながら、ニーズにお応えをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 先ほどもちょっと触れさせていただいたんですけれども、那珂川町にはすばらしい温泉施設、宿がたくさんあります。プールなどの合宿で、ちょっと名前は言えないと思うんですけれども、山のとっぺんのほうにあるホテルのほうに合宿とか、町の体育館、小口地区の体育館を使って剣道の合宿とか夏場行われていますので、既存のある施設でも合宿が行われていますので、なおさら、総合的なものでもいいんですが、各スポーツの施設があれば、他市町から、もっと交流人口が増えると思いますので、ぜひこれも再編計画とか、いろいろ交ぜていただいて、検討していただけるようお願いいたします。

最後に、町長の公約にはスポーツのことに触れられていないが、これからのスポーツ振興の重要性についてはどのように捉えているのか、これは最後なので町長にお伺いいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 町長の前にといいますか、何度もお話を申し上げておりますように、教育委員会部局としまして、この課題についても回答させていただきたいと思っておりますけれど

も、今、第3次、町の総合振興計画策定中でございますけれども、同時に、教育委員会としましては教育振興基本計画を策定しております。その中で町長の公約を具現化する、そしてスポーツの振興、スポーツの重要性とか、町にどういった働きかけが必要かといったような、そういう計画を取り入れているところでございます。決して、第3次総合振興計画の中にスポーツ振興が取り入れられていないというわけではないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

この策定の作業の中で、町長の公約につきましては、どういうふうにはスポーツに下ろしていけるのか、それを具現化してまいりたいと思っておりますので、ぜひご期待をいただきまして、パブリックコメント等を行いますので、その折に忌憚のないご意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 期待をしてということなんですけれども、自分も期待をして、町民の方も新しく就任をされた益子町長に直接聞きたいという方もいらっしゃると思っておりますので、ぜひ町長の口から答弁いただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（益子純恵） ご質問いただきましてありがとうございます。

先ほど教育長が答弁をさせていただいたとおりでございます。第3次総合振興計画では、やはりスポーツの振興というところもしっかりと盛り込ませていただくというところがございます。また、教育振興基本計画策定中ということで先ほど教育長答弁してくださいました。そういった私の思いも、具現化に向けて今、策定をしてくださっているというところがございます。

私の公約の中にスポーツというのが特出しをしていなかった理由というのは、第2次総合振興計画の中においても町民1スポーツということが掲げられておりまして、町民全体の皆さんの生活の中にスポーツが既に根づいているというような感じは私自身もしておりまして、あえてそこに公約としてスポーツの振興というものは入れませんでしたけれども、やはり町民の皆様の健康、それから様々な生きがいとか生涯学習、そういったところにスポーツというのは密接に絡んでくる、そして、そういうところの延長で、そこを、とても自分の人生の目標として頑張ってこられた方がプロスポーツ選手になられたりとか、そういったところで、

町が基本としてきた町民1スポーツというところが様々に町民の中に根づいてきている、息づいてきているというところを感じておりますので、今後もしっかりと、スポーツの振興を那珂川町の活性化というところにつなげていきながら、私自身も取り組んでまいりたい。教育委員会ともしっかりと連携をしながら、神場議員のご提案についても真摯に受け止めて、具現化に向けて、まずは検討させていただきたいと思っておりますので、以上答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） やっぱり、町長に直接聞いてよかったなと思います。

あえて入っていない、触れていないということの、町民の方に伝わっていなかったということもございますので、あえて今聞かせていただいて、どういう思いなのかを聞かせていただいて安心しました。

以上で、1番、神場圭司の一般質問を終わりにいたします。

○議長（益子明美） 1番、神場圭司議員の質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時20分